⑮　本工事は、発注者が技術提案書を提出する者から、本工事の積算に必要な工事費について見積書を求める工事である。なお、見積書の提出は、一次審査結果通知時に発注者より別途通知する依頼書により行う。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は地域維持型建設共同企業体（以下「地域ＪＶ」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年７月13日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から「熊本57号災害復旧二重峠トンネル（阿蘇工区）工事」及び「熊本57号災害復旧二重峠トンネル（大津工区）工事」に係る特定ＪＶ又は地域ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。また、技術協力業務委託契約の締結日までに単体有資格業者、特定ＪＶ及び地域ＪＶのうちの１社は、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。なお、地域ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、経営事項評価点数については、求めない。

⑸　平成13年度以降に、元請けとして次に掲げるア）及びイ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（地域維持型建設共同企業体は除く。）。）

但し、（①）についてはア）及びイ）は同一工事とする。

（①）単体もしくは、特定ＪＶ又は地域ＪＶの代表者　ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空断面積）80㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面）80㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）イ）トンネル施工延長が1,400m以上であること。

（②）特定ＪＶ又は地域ＪＶの代表者以外の構成員　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空断面積）40㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面）40㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）但し、共同企業体にあっては、代表者は上記（①）、全ての代表者以外の構成員が上記（②）の同種工事の実績を有すること。なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

⑹　次に掲げるⓐから㈹までのいずれかを満たす設計技術者を当該技術協力業務に配置できること。なお、設計技術者とは、管理技術者及び照査技術者をいう。ただし、管理技術者と照査技術者は兼務することはできない。

ⓐ　技術士（総合技術監理部門、建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

ⓑ　技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

ⓒ　ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

㈹　土木学会認定技術者（特別上級、上級又は１級）又は、博士（工学）

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。また、本説明書に示す（別記様式３）で申請できる建設工事の配置予定技術者は１名とする。（本説明書３．工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる建設工事の配置予定技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「林業―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成13年度以降に、元請けの技術者として、上記⑸（①）に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（地域維持型建設共同企業体は除く。）。）但し、一人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が上記５（①）に掲げる同種工事の経験を有していればよい。なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。（工事成績評定通知書の再発行等については、５年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。）さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は原則実績として認めない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は本案件に参加できないことがある。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から工事請負契約に係る見積の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。なお、特定建設工事共同企業体を結成して申請書を提出した者の構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定建設工事共同企業体を結成して特定建設工事共同企業体の認定及び競争参加資格の確認申請を行う場合及び残余の構成員が単独で競争参加資格の確認申請を行う場合においては、平成28年７月29日以降の認定及び確認申請に係るものについては、競争参加資格を認めない。